

公立大学法人岐阜県立看護大学 第2期中期目標・中期計画（案） 対照表

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 この中期目標の期間は、平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、教育研究上の基本組織として、看護学部看護学科、大学院看護学研究科、看護研究センター及び図書館を置く。</p>	<p>第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期計画の期間 平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 看護学部看護学科、大学院看護学研究科、看護研究センター及び図書館を置く。</p>
<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 人材の育成</p> <p>ア 看護学部看護学科の教育 人間の尊厳と生命を尊重し、ヒューマンケアの基本と技術を身につけ、看護の対象が遭遇する諸問題の解決に看護職として責任をもって取り組み、看護サービスの充実に貢献できる基礎的能力を有する人材を育成する。</p>	<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人材の育成</p> <p>ア 看護学部看護学科の教育</p> <p>(イ) 付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を継続的に開発し、実施する。</p> <p>a 生活者としての人間に対する深い理解と総合的な判断力をもち、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力</p> <p>b 保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働活動ができる能力</p> <p>c 多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力</p> <p>d 看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を深め看護実践の改革に貢献できる基礎的能力</p> <p>e 主体的な自己を確立する能力と幅広い視野、複眼的な思考・判断力</p> <p>(イ) 教育課程編成・実施の方針に基づき、体系的に教育を展開する。</p> <p>(ウ) これまでの教育方法を検証し、改善・充実にを図る。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>イ 大学院看護学研究科の教育</p> <p>保健・医療機関、福祉施設等の看護の現場における看護実践活動の改善・改革を指導する者として、人々が受ける看護サービスの現状を的確に把握し、その質の向上を図ることができる専門性の高い看護職者を育成する。</p> <p>特に、博士後期課程では、看護実践研究能力を付与する教育を担うことのできる人材を育成する。</p> <p>(2) 学生の確保</p> <p>大学のアドミッションポリシー（入学者受入方針）に基づいた学生を確保するため、適切な入学者選抜方法を追究し、導入する。</p>	<p>イ 大学院看護学研究科の教育</p> <p>(ア) 博士前期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を継続的に開発し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 看護の質の充実に向けた改革を実行する能力 b 専門性の高い看護実践を遂行する能力 c 多様な関係者の中で、ケアの充実に向けた調整・管理をする能力 d 総合的視野と高い倫理観に基づく看護サービスを改革する能力 e 各種の専門領域で人材育成を担う教育的能力 <p>(イ) 博士後期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を継続的に開発し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 看護サービスが提供される場に関与する多様な要因について理解ができ、実践の改善・改革の研究を指導できる能力 b 地域の看護行政・看護政策にかかわる看護実践研究の課題が明確化でき、看護行政施策の進展に向けた研究的取組みができる能力 c 利用者中心の看護として、倫理的課題を把握し、看護実践の改善に向けた研究的取組みができる能力 d 看護実践の改善・改革を目指す看護学の学士課程教育や大学院教育を実施できる能力 <p>(ウ) 看護実践の改革者育成という社会ニーズを考慮し、就業・学業の両立できる教育課程を充実させる。</p> <p>(エ) 専門看護師育成コースの充実を図る。</p> <p>(オ) これまでの教育方法を検証し、改善・充実を図る。</p> <p>(2) 学生の確保</p> <p>ア 適切な入学者選抜の実施</p> <p>本学が求める人材を確保するために、アドミッションポリシーに基づいた入学者選抜方法の開発を継続し、実施する。</p> <p>イ 広報活動の充実</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>(3) 学生の支援</p> <p>ア 学修支援</p> <p>学生の学修に関する相談・指導をきめ細やかに行うための体制の充実を図るとともに、学修環境の整備を行う。</p> <p>大学院看護学研究科の学生に対しては、学修と就業が両立できるように支援する。</p> <p>イ 学生生活支援</p> <p>学生の健康面、経済面、安全面など学生生活に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、学生生活が快適で豊かなものとなるよう大学施設・設備等の整備を図る。</p> <p>ウ 就職支援</p> <p>学生の進路や就職に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、看護師など各種資格取得に向けた適切な支援を行う。</p> <p>(4) 卒業生・修了者の支援</p> <p>卒業生・修了者が専門職としての質の向上を図ることができるよう、卒業後・修了後の支援を行う。</p>	<p>本学の理念・人材育成目標に適合した志願者確保のため、長期的な見通しをもって広報活動の充実を図り、計画的に推進する。</p> <p>(3) 学生の支援</p> <p>ア 学修支援</p> <p>(ア) 学生の支援ニーズを個別的・集団的に把握し、支援ニーズにきめ細やかに対応する体制の充実を図る。</p> <p>(イ) 学生の自主学修に適した図書館及び実習室等の学内環境の整備を行う。</p> <p>(ウ) 看護学研究科では、社会人学生の就学との有効な両立に向けて学修環境を整備する。</p> <p>イ 学生生活支援</p> <p>(ア) 学生生活が豊かなものとなるように、自主的な課外活動等を支援する。</p> <p>(イ) 各種奨学金等の制度に関する学生の経済面の支援体制を充実させる。</p> <p>(ウ) 学内外での生活における安全管理指導を実施し、学生各自の防犯対策を確実に導く。</p> <p>(エ) 学生の健康増進・予防に向けて健康に関する自己管理意識を向上させ、健康管理体制を整える。</p> <p>(オ) 保健師、校医による学生への助言・指導体制、臨床心理士によるカウンセリングの実施、精神科顧問医による学生支援の助言体制を継続し充実を図る。</p> <p>ウ 就職支援</p> <p>(ア) 学生が主体的に進路を選択できるような環境を整える。</p> <p>(イ) 専門分野（保健師・助産師・看護師・養護教諭など）に応じた進路・就職相談の支援を行う。</p> <p>(4) 卒業生・修了者の支援</p> <p>卒業生・修了者それぞれに適した本学との相互交流を通して専門職として発展するための支援を行う。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究の方向性 教員は、自己の専門性を深める研究及び専門領域に応じた教育方法の開発に関する研究等を個人の責任において主体的・計画的に行う。 さらに、県内の看護サービスの質を向上するための研究に組織として積極的に取り組む。</p> <p>(2) 研究の水準の向上と成果の公表 研究の水準の向上を図るために、研究成果を適切な方法で公表する。</p> <p>(3) 研究倫理の遵守 看護学研究の実施に際しては、ヒューマンケアの根幹を成す倫理の尊重が不可欠であることから、研究における倫理基準の遵守を徹底する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究の方向性 ア 看護学教育に関する研究は、全教員が各自の専門分野に応じて実施し、これに基づき看護学科及び看護学研究科の教育の質の向上を図る。 イ 共同研究など、大学が組織的に取り組む研究を推進し、県内の看護サービスの質を向上させる研究に取り組む。</p> <p>(2) 研究の水準の向上と成果の公表 ア 教員は、所属学会への研究報告及び当該学会誌への投稿の活発化を図り、看護実践研究をはじめとした、本学の研究成果の公表に取り組む。 イ 文部科学省科学研究費補助金等への申請内容の充実に向けた対策を行う。 ウ 共同研究事業の報告における同業者評価体制の充実など看護実践現場の改革を独自の手法で系統的に追究する方法を確立する。</p> <p>(3) 研究倫理の遵守 ア 学外者(看護管理者及び弁護士)を含む研究倫理委員会の活動を継承し、教員が行う研究等については、研究倫理審査を恒常的体制で行う。 イ 研究倫理について、教員の研修体制を整備し、研究倫理教育の充実を図る。</p>
<p>3 地域貢献に関する目標</p> <p>(1) 県内の看護サービスの質の向上に寄与する人材の供給 大学の使命である県内で提供される看護サービスの質の向上が確実に図られるよう、卒業生や修了者の県内での就業と定着の促進を図る。なお、卒業生の県内就職率60%を目指す。</p>	<p>3 地域貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 県内の看護サービスの質の向上に寄与する人材の供給 ア 看護学研究科への実務看護職者の修学の促進を図ると同時に、修了者等が取り組む職場での実践改革を支援する。 イ 県内施設での若年看護職の職場定着を促し、看護実践能力の向上に向けた研修等を推進する。 ウ 就職選択の基本である学生の主体的意思決定を支援すると共に、以下のとおり県内就業支援を促進する。 (ア) 県内医療機関による就職ガイダンスの開催等、学生が看護職や本学卒業生と直接ふれあう機会を県と協働で設け、県内医療機関で働くイメージを高める。 (イ) 県及び諸機関と協働で特別講義等を企画・実施する体制を整え、学生が岐阜</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>(2) 看護生涯学習支援の推進 県内の看護職者が抱えている課題等を解決し、看護実践の改善に関する研究等を支援するため、看護職者と大学との共同研究事業及び看護実践研究指導事業等を推進し、その成果を積極的かつわかりやすく発信する。</p> <p>(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応 看護実践・看護職者に係る県内ニーズの把握に努め、ニーズに対応するための研究に組織的に取り組む。</p> <p>(4) 県の看護政策への寄与 県の高等教育機関としての使命を果たすため、大学の有する知的資源や人材を</p>	<p>県の将来及び看護職の今後の可能性等について豊かなビジョンを描く機会とする。</p> <p>(ウ) 学生と県内に就職した卒業者（看護師・保健師・助産師・養護教諭）との交流会を開催し、卒業者の活躍を知ることにより、県内就職の魅力を知る機会とする。</p> <p>(エ) 一年次生の学外演習、三年次生の領域別実習及び四年次生の卒業研究を県内医療機関等において継続することにより、県内医療機関への就職の動機付けを高める。</p> <p>(2) 看護生涯学習支援の推進 ア 大学院研究科を看護職者の生涯学習支援の中核機関として位置付け、現状改革のための看護実践研究能力と専門看護師を含めた高い技術能力の付与にかかわる多様な支援方法を実施する。 イ 共同研究事業と看護実践研究指導事業を通して、看護職者に対して改善・改革に自ら取り組むことの意義を伝え、自律的な姿勢と能力を高める活動を充実させる。また、その成果の公表を推進する。 ウ 県内看護職者が取り組む「岐阜県看護実践研究交流会」の企画・運営等を支援する。</p> <p>(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応 ア 看護実践・看護職者に係る県内ニーズを県内保健医療福祉機関等と連携を図りながら把握し、看護サービスの充実を図る方法を追求する。 イ 県内における専門性の高い看護へのニーズに対応するため、専門看護師教育等を企画し実施する。 上記の取組みについては、県の関係機関、岐阜県看護協会、県内看護系大学等と協働しながら取り組む。</p> <p>(4) 県の看護政策への寄与 ア 県との連携を図り、県が実施する看護政策の展開について大学固有の方法で協</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>活用して、県の看護政策に寄与する。</p>	<p>力を行う。 イ 大学の有する知的資源や人材を活用し、看護実践の改善に係る課題解決に向けた取組みを推進するなど、岐阜県の看護に関するシンクタンクの役割を果たし、岐阜県の看護の魅力の一層の向上に貢献する。</p>
<p>4 教育研究組織と実施体制に関する目標</p> <p>(1) 適正な教育研究組織及び教員配置 教育、研究、地域貢献の目標をより効率的・効果的に達成するため、必要な教育研究組織を構成し、教員を適正に配置する。</p> <p>(2) 教員の能力向上 より質の高い教育研究を実施するため、研修の充実など教員の能力開発を推進する。</p> <p>(3) 国際的な学术交流の推進 学生及び教員にとって魅力ある教育研究環境づくりのため、海外看護系大学との学术交流を推進する。</p> <p>(4) 外部諸機関との連携 大学の教育研究活動の充実を図るため、県内の地方自治体、保健・医療機関、福祉施設など外部機関との効果的な連携体制を構築する。</p>	<p>4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 適正な教育研究組織及び教員配置 ア 本学が掲げる教育、研究及び地域貢献に関する目標を達成するための教員体制をつくり、これらを効果的に実行するための運営を行う。 イ 看護学科の専門関連科目・教養科目、看護学研究科の基本科目においては、広い分野の非常勤講師を効率的に採用し、人材育成基盤の充実を図る。 ウ 専門科目については、臨地実習を含め看護学科の授業科目を担当できる教員体制の充実に努める。</p> <p>(2) 教員の能力向上 ア 本学の理念と目標に沿った教員育成をするために、計画的にファカルティ・ディベロップメント等を実施する。 イ 看護系大学の将来を見通した教員育成をするために、国内諸大学との学术交流を含むファカルティ・ディベロップメント等を実施する。</p> <p>(3) 国際的な学术交流の推進 ア 先進的な看護実践研究の取組みをしている海外大学及び海外保健医療施設から看護職者を招聘するとともに、本学教員を派遣する等により、組織的な学术交流を推進する。 イ 国際学会等への参加及び研究発表を通して、専門家相互の意見交流と学术交流を推進する。</p> <p>(4) 外部諸機関との連携 県内の地方自治体、保健・医療・福祉施設等の看護職者と連携を図り、看護サービスの質の向上と臨地実習の充実、卒業者の新任期の研鑽の場としての充実を図る。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 業務運営体制の改善に関する目標</p> <p>(1) 業務運営体制の確立 機動的かつ弾力的な運営を行うために、理事長（学長）のリーダーシップが円滑に発揮できる体制を強化し、単科大学にふさわしい業務運営体制の確立に向けた改善・改革に取り組む。</p> <p>(2) 外部意見の反映 外部からの視点を生かすため、役員や審議会委員に積極的に学外者の登用を図るとともに、看護の現場に勤務する看護職の意見を反映させるなど、開かれた運営を行う。</p> <p>(3) 業務運営の適正化 業務運営の適正化を確保するため、職員のコンプライアンスを徹底する。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 業務運営体制の確立 ア 理事会を中心とした業務運営体制のもと、経営審議会及び教育研究審議会の意見を反映し、大学管理運営の強化を図る。 イ 理事長(学長)のリーダーシップのもと、単科大学の特性を活かした業務実施体制を推進するため、改善・改革に取り組む。</p> <p>(2) 外部意見の反映 ア 学外の有識者や専門家を理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に登用する。 イ 県内の看護職の意見や現場における課題等を把握し大学運営に活用する。</p> <p>(3) 業務運営の適正化 ア 職員が倫理観や使命感を持って業務運営できるよう、意識啓発等の取組みによりコンプライアンスを徹底する。 イ 多角的観点からの内部監査を実施することにより、業務運営の充実を図る。</p>
<p>2 人事の適正化に関する目標</p> <p>(1) 人材の確保 ア 教員 大学の教育研究の質の維持向上を図るため、柔軟かつ多様な雇用形態や教員の教育研究環境の整備などにより、大学にふさわしい質の高い教員の確保に努める。</p> <p>イ 事務職員 計画的な採用等により、大学の特性にあった専門性の高い事務職員の確保に努める。</p>	<p>2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人材の確保 ア 教員 (ア) 優れた資質を有する教員の確保及び維持のため、教員が自己の力を発揮できるように、教育研究環境を充実させる。 (イ) 大学の教育理念が達成できるよう、教員確保のための対策を講じる。また、育児休業や欠員等に対する期間限定の任期付雇用制度等を活用する。</p> <p>イ 事務職員 社会人採用枠等を含む事務職員プロパー化計画に基づき、事務職員を順次採用する。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>(2) 人材の育成</p> <p>ア 評価制度の改善 業務の質の向上を図るため、職員の評価制度を改善する。</p> <p>イ 研修の推進 職員の能力向上のため、職員の研修を推進する。</p>	<p>(2) 人材の育成</p> <p>ア 評価制度の改善 職員が自ら自己の諸活動を振り返り、社会における大学機能発揮に向けた意欲向上と自己改善につながる評価制度を推進する。</p> <p>イ 研修の推進 ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを継続的に推進し、職員の能力向上に努める。</p>
<p>3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標</p> <p>(1) 実施体制の充実 業務内容に応じた適切な事務組織を目指し、事務実施体制の改善を図る。</p> <p>(2) 事務の効率化 少人数体制での質の高い事務執行を行うため、継続して検討を行い、事務の効率化を図る。</p>	<p>3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 実施体制の充実 事務分掌や職員配置等の事務実施体制を随時見直し、限られた人員でより実態に即した事務組織となるよう改善を図る。</p> <p>(2) 事務の効率化 事務処理マニュアルの整備及び業務フローの見直しを進め、事務手続の合理化を図る。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 財政基盤強化に関する目標</p> <p>(1) 長期財政計画に基づく経営 長期的な財政計画を策定し、それに基づいた経営を行う。</p> <p>(2) 自己収入の確保 科学研究費補助金など外部資金の獲得に努める。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 財政基盤強化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 長期財政計画に基づく経営 長期財政計画を策定することにより、大学運営の安定化を図る。</p> <p>(2) 自己収入の確保</p> <p>ア 文部科学省科学研究費補助金等の外部資金の獲得に向けた申請を積極的に行う。</p> <p>イ 学外者に対し、教育研究に支障のない方法で施設等を実費など適正な料金で開放する。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>2 経費の抑制に関する目標 職員のコスト意識の定着を図り、経費削減につながる予算執行に努める。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (1) 役員及び職員の経営感覚やコスト意識を高める。 (2) 管理的経費の削減を図る。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 適正な資金管理を行い、資金の安全かつ効率的・効果的な運用に努める。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 資金については、運用基準により、安全かつ効率的な運用を図る。</p>
<p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 自己点検・評価に関する目標 業務の改善・改革につながる自己点検・評価を推進する。</p>	<p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置 (1) 毎年度末に、自己点検・評価結果に基づく改善措置を計画し、次年度の取組みとして推進する。また、当該自己点検・評価を基盤に、計画立案、実施、中間評価、継続実施、全体評価等から構成される内部質保証体制の充実を図る。 (2) 定期的に、外部機関による認証評価を受ける。</p>
<p>2 情報公開と広報に関する目標 県民に対する説明責任を果たすため、積極的に情報を公開し、大学の透明性を図る。 また、広報の充実に努め、大学の認知度を高める。</p>	<p>2 情報公開と広報に関する目標を達成するための措置 (1) 大学の基本情報及び研究紀要等の研究成果物をホームページ等で広く公開することを通して、大学の認知を拡げる。 (2) 法人運営の透明性を進め、県民に対する説明責任を果たすため、財務諸表等のほか、大学の運営状況について、ホームページで公表する。 (3) 広報活動を積極的に展開し、本学の使命・理念及び教育・研究・地域貢献における独自の特性を多くの人々に伝えることを推進する。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>第6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設・設備の整備、活用等に関する目標 良好な教育研究の環境を確保するため、大学の施設・設備の常時点検を推進するとともに、長期修繕計画により計画的な維持管理を行う。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置 (1) 本学の理念と目標に向けた蔵書計画を策定し、図書館の蔵書充実を図る。 (2) 施設の整備については、常時点検を推進し、随時、中長期計画の見直しを図る。 (3) 施設、設備等の適切な維持管理を行い、有効な活用を図る。</p>
<p>2 危機管理に関する目標</p> <p>(1) 健康管理と安全対策 学生及び職員の健康の確保及び事故、犯罪、災害等の発生の未然防止に努め、安全対策に万全を期す。 また、健康を脅かす事案や事故等が発生した場合に迅速に対処できる危機管理体制の改善を図る。</p> <p>(2) 情報管理 大学が保有する情報を、適正に管理する。</p>	<p>2 危機管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 健康管理と安全対策 ア 安全管理の課題把握を確実にを行い、これに基づく予防対策の推進、課題発生時の対処体制の充実を図る。 イ 学生、職員など全学的に各種感染症の予防対策を強化する。 ウ 問題発生時には、健康危機管理の組織的な取り組みができる体制を推進する。</p> <p>(2) 情報管理 ア 個人情報の管理や不正アクセス等の防止に努め、情報セキュリティ対策を推進する。 イ 情報セキュリティ研修等の実施により、職員の意識啓発を推進する。</p>
<p>3 倫理に関する目標 良好な教育研究活動や職場環境の維持を図るため、学生及び職員の倫理観を高め、人権意識の向上に積極的に取り組む。</p>	<p>3 倫理に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 倫理綱領を遵守し、人権意識の向上に積極的に取り組む。 (2) 本学のあらゆる場面におけるハラスメント防止について、関係する人々への啓発に努め、防止対策・相談窓口の充実を図る。 (3) 本学研究倫理ガイドライン等に基づき、研究費を含む経費の不正使用等を防止する。</p>

第2期中期目標

第2期中期計画（案）

第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成28年度～平成33年度）

（単位 百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3, 8 7 5
自己収入	1, 3 9 2
授業料等収入	1, 2 9 7
雑収入	9 5
計	5, 2 6 7
支出	
業務費	4, 6 7 0
教育研究経費	9 7 5
人件費	3, 6 9 5
一般管理費	5 9 7
計	5, 2 6 7

（注）運営費交付金は、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

また、退職手当は、公立大学法人岐阜県立看護大学職員退職手当規程の規定に基づき支給されるが、当該年度において岐阜県職員退職手当条例（昭和28年岐阜県条例第41号）に準じて算定された相当額が運営費交付金として財源措置される。

第2期中期目標

第2期中期計画（案）

2 収支計画（平成28年度～平成33年度）

（単位 百万円）

区 分	金 額
費用の部	5,452
経常費用	5,425
業務費	4,522
教育研究経費	827
人件費	3,695
一般管理費	597
財務費用	6
雑損	0
減価償却費	300
臨時損失	27
収益の部	5,452
経常収益	5,425
運営費交付金収益	3,805
授業料等収益	1,297
財務収益	0
雑益	95
資産見返運営費交付金等戻入	30
資産見返物品受贈額戻入	198
臨時利益	27
純利益	0
総利益	0

第2期中期目標	第2期中期計画（案）																										
	<p data-bbox="1137 225 1621 252">3 資金計画（平成28年度～平成33年度）</p> <p data-bbox="1805 256 1980 284">（単位 百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1205 309 2013 858"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 309 1711 357">区 分</th> <th data-bbox="1711 309 2013 357">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 357 1711 397">資金支出</td> <td data-bbox="1711 357 2013 397">5, 267</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 397 1711 437"> 業務活動による支出</td> <td data-bbox="1711 397 2013 437">4, 919</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 437 1711 477"> 投資活動による支出</td> <td data-bbox="1711 437 2013 477">68</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 477 1711 517"> 財務活動による支出</td> <td data-bbox="1711 477 2013 517">280</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 517 1711 572"> 次期中期計画期間への繰越金</td> <td data-bbox="1711 517 2013 572">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 572 1711 612">資金収入</td> <td data-bbox="1711 572 2013 612">5, 267</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 612 1711 652"> 業務活動による収入</td> <td data-bbox="1711 612 2013 652">5, 267</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 652 1711 692"> 運営費交付金による収入</td> <td data-bbox="1711 652 2013 692">3, 875</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 692 1711 732"> 授業料等による収入</td> <td data-bbox="1711 692 2013 732">1, 297</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 732 1711 772"> その他の収入</td> <td data-bbox="1711 732 2013 772">95</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 772 1711 812"> 投資活動による収入</td> <td data-bbox="1711 772 2013 812">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 812 1711 852"> 財務活動による収入</td> <td data-bbox="1711 812 2013 852">0</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1106 903 1413 930">第8 短期借入金の限度額</p> <p data-bbox="1137 943 1413 970">1 短期借入金の限度額</p> <p data-bbox="1184 983 1263 1010">1億円</p> <p data-bbox="1137 1023 1361 1050">2 想定される理由</p> <p data-bbox="1155 1062 2101 1126">運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。</p> <p data-bbox="1106 1177 1688 1204">第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p data-bbox="1155 1217 1211 1244">なし</p> <p data-bbox="1106 1295 1361 1323">第10 剰余金の使途</p> <p data-bbox="1155 1335 2101 1362">決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設</p>	区 分	金 額	資金支出	5, 267	業務活動による支出	4, 919	投資活動による支出	68	財務活動による支出	280	次期中期計画期間への繰越金	0	資金収入	5, 267	業務活動による収入	5, 267	運営費交付金による収入	3, 875	授業料等による収入	1, 297	その他の収入	95	投資活動による収入	0	財務活動による収入	0
区 分	金 額																										
資金支出	5, 267																										
業務活動による支出	4, 919																										
投資活動による支出	68																										
財務活動による支出	280																										
次期中期計画期間への繰越金	0																										
資金収入	5, 267																										
業務活動による収入	5, 267																										
運営費交付金による収入	3, 875																										
授業料等による収入	1, 297																										
その他の収入	95																										
投資活動による収入	0																										
財務活動による収入	0																										

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
	<p>備の改善等に充てる。</p> <p>第11 岐阜県地方独立行政法人法施行細則（平成22年岐阜県規則第47号）で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 なし （注）中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。</p> <p>2 人事に関する計画 人事の適正化に関する目標を達成するための措置に記載のとおり</p> <p>3 中期目標の期間を超える債務負担 なし</p> <p>4 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画 なし</p> <p>5 その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし</p>